

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十年十月一日から施行する。

附 則 (平成二十九年三月三十一日財務省令
第二二号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一から四まで 略
